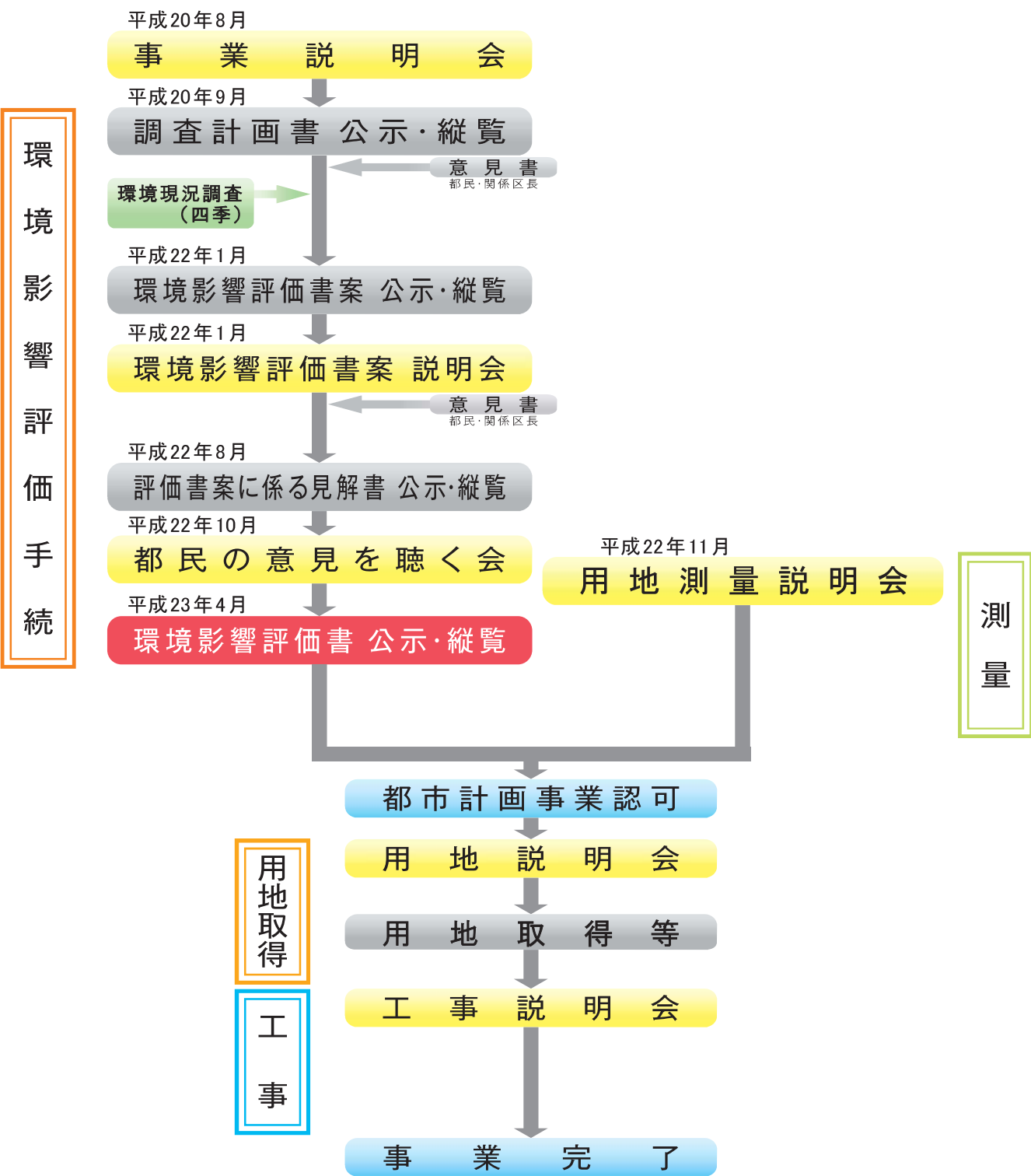


# 事業の進め方



# 環境影響評価書の あらまし

東京都市計画道路放射第35号線及び  
東京都市計画道路放射第36号線  
(板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目)

## お問い合わせ先

東京都 建設局 道路建設部 計画課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 TEL 03(5320)5319  
東京都第四建設事務所 工事第一課  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚二丁目36番2号 TEL 03(5978)1728



# 環境影響の予測・評価

## はじめに

環境影響評価とは、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続きをいいます(本事業における環境影響評価の手続きは本資料巻末参照)。

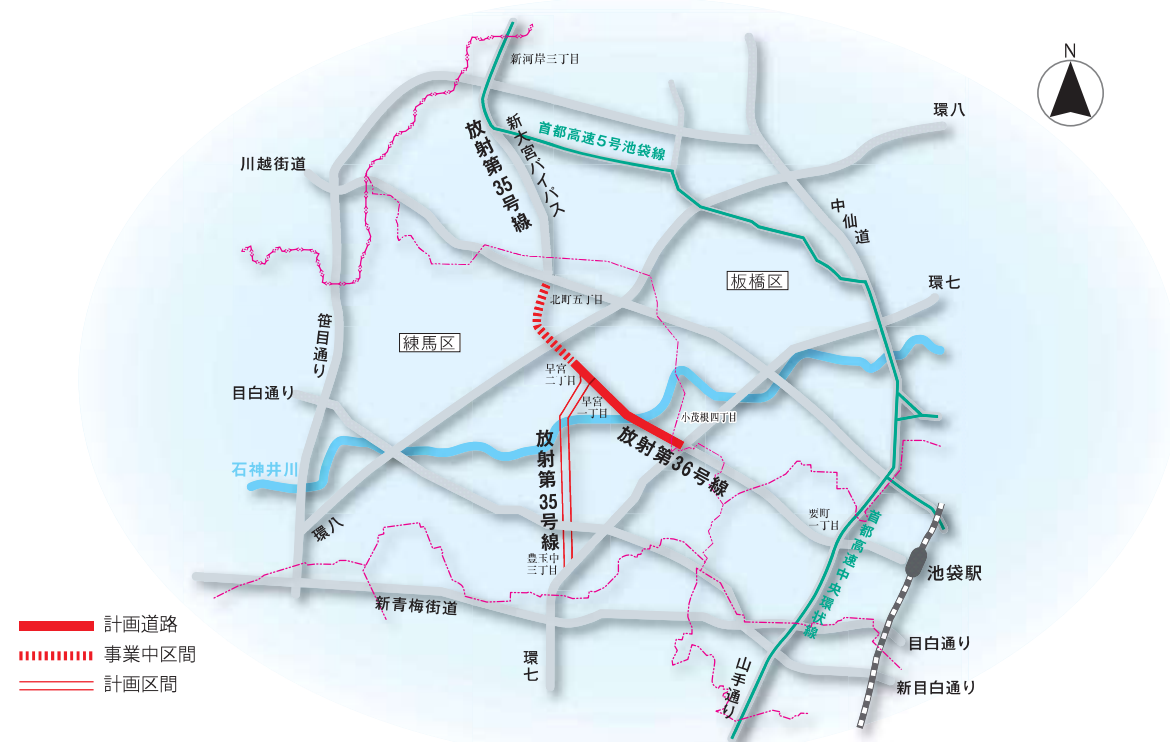
本事業においては、これまでに環境影響評価書案の提出等の手続きを経てきましたが、今回、環境影響評価書案に関する「知事の意見」や「都民の意見」等に基づき検討を加え、「環境影響評価書」を提出しました。

## 事業計画の概要

本事業は東京都市計画道路放射第35号線及び東京都市計画道路放射第36号線のうち、板橋区小茂根四丁目地内を起点とし、練馬区早宮二丁目地内を終点とする延長1.97kmの区間において、平面構造の4車線道路を整備します。

主に住宅地を通過することから、本事業では、車道の両側に環境施設帯を配置し、沿道環境に配慮した質の高い道路として整備していきます。

|         |   |
|---------|---|
| 都市計画道路名 | 東京都市計画道路幹線街路放射第35号線<br>東京都市計画道路幹線街路放射第36号線                                    |
| 延長及び区間  | 延長：1.97 km<br>起点：板橋区小茂根四丁目地内<br>(環状第7号線交差部)<br>終点：練馬区早宮二丁目地内<br>(補助第237号線交差部) |
| 車線数     | 本線4車線(片側2車線)  |
| 道路幅員    | 40.0～50.0m  |
| 道路構造    | 平面構造(橋梁部約30mを含む)  |
| 供用開始    | 平成30年度(予定)  |
| 事業期間    | 平成23年度～平成29年度(予定)   |



## 予測・評価項目の選定

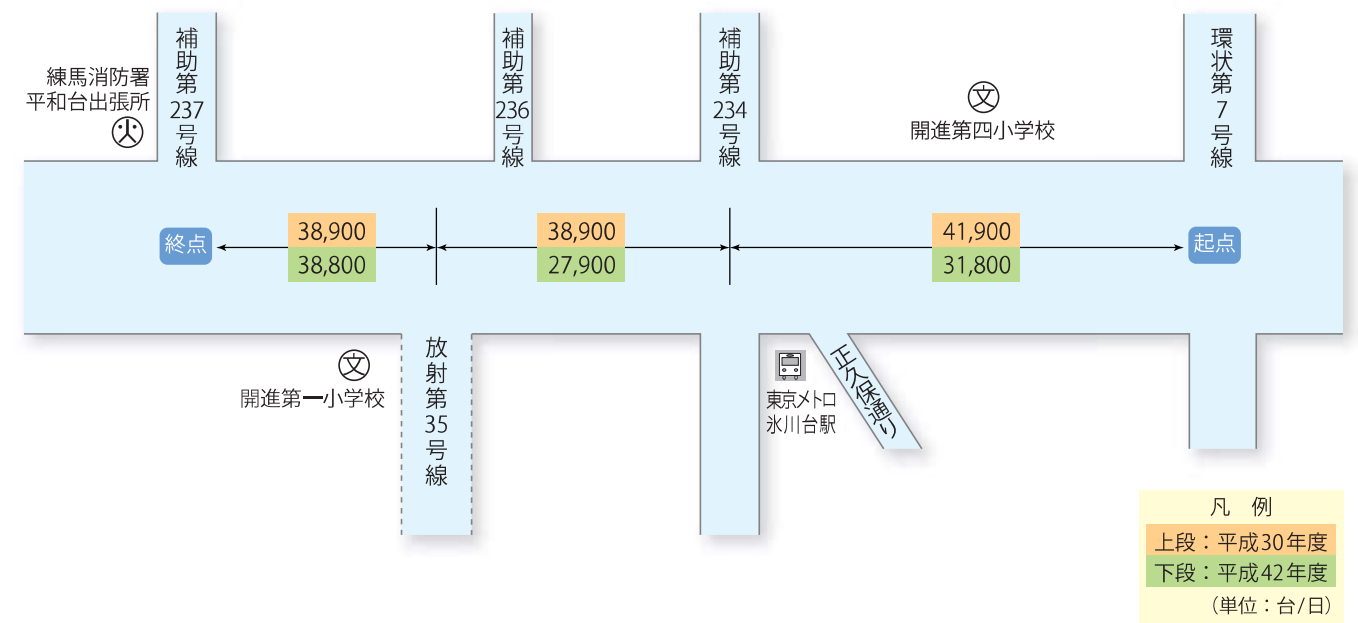
予測及び評価を行う項目は、東京都環境影響評価技術指針に規定される17項目のうち、本事業計画の内容から環境影響要因を抽出し、さらに知事の審査意見書や都民等の意見書を勘案して、下記の5項目を選定しました。

| 環境影響評価の項目 |        | 大気汚染 | 悪臭 | 騒音・振動 | 水質汚濁 | 土壌汚染 | 地盤 | 地形・地質 | 水循環 | 生物・生態系 | 日影 | 電波障害 | 風環境 | 景観 | 史跡・文化財 | 自然との触れ合い活動の場 | 廃棄物 | 温室効果ガス |  |
|-----------|--------|------|----|-------|------|------|----|-------|-----|--------|----|------|-----|----|--------|--------------|-----|--------|--|
| 工事の施行中    | 施設の建設  |      |    | ●     |      |      |    |       |     |        |    |      |     |    |        |              |     |        |  |
| 工事の完了後    | 施設の存在  |      |    |       |      |      |    |       |     |        |    |      |     | ●  |        |              |     |        |  |
|           | 自動車の走行 | ●    |    | ●     |      |      |    |       |     |        |    |      |     |    |        |              |     |        |  |

※●は、環境影響評価を行う項目を示します。

## 計画交通量

計画交通量は、将来、計画道路を走行する1日当たりの自動車交通量を予測したものです。予測の対象時点は、計画道路の供用開始時点を想定した平成30年度及び周辺道路網が概ね完成すると想定される平成42年度としました。



# 環境影響の予測・評価：大気汚染、騒音・振動の予測地点

## ● 大気汚染、騒音・振動の予測地点平面図

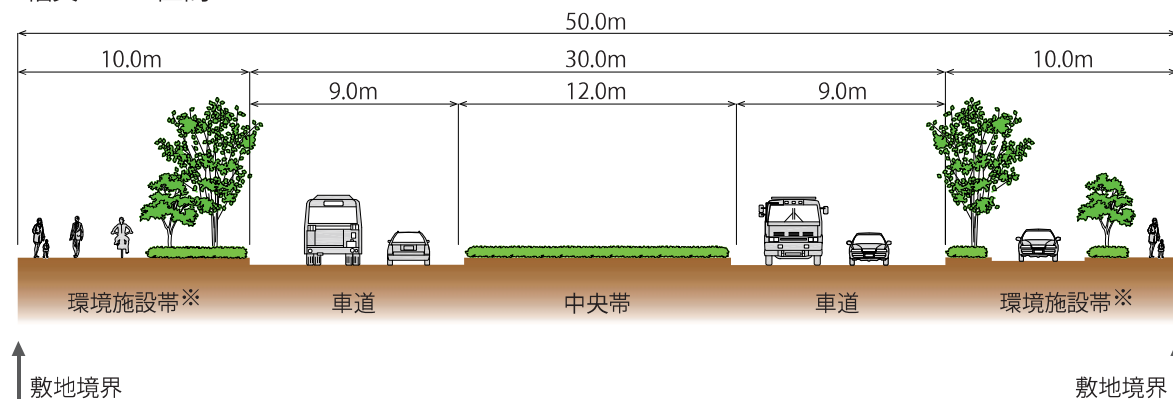
工事の完了後における自動車の走行による大気汚染、騒音・振動の影響は、下図のNo.1～No.3各地点で予測しました。



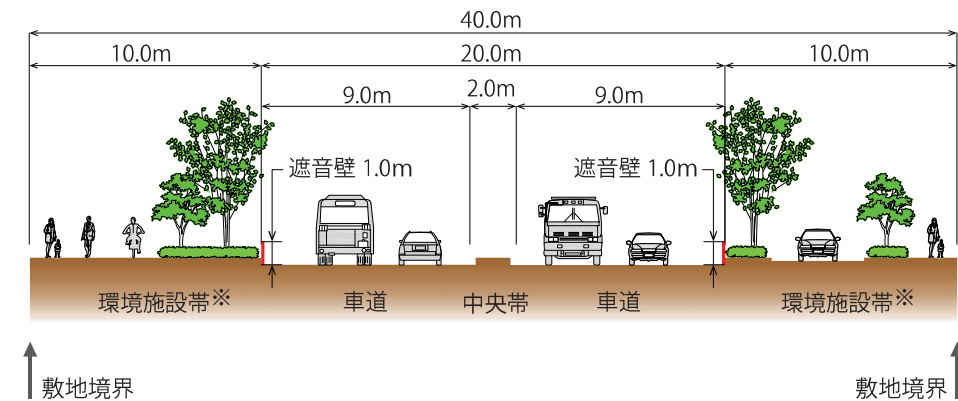
## ● 大気汚染、騒音・振動の予測地点断面図

工事の完了後における自動車の走行による大気汚染、騒音・振動の影響は、上図のNo.1～No.3各地点の敷地境界線上(↑)で予測しました。

■No.3：幅員50.0m区間



■No.1, ■No.2：幅員40.0m区間



※ 環境施設帯の構成等については、今後、地元住民の方々の意見を聴くとともに、地元区等の関係機関と協議を進め、検討していきます。

■ 各項目の予測高さは、以下に示すとおりです。

● 大気質：地上1.5m ● 騒音：No.1は地上1.2m, 4.0m、No.2及びNo.3は地上1.2m, 4.0m, 7.0m, 10.0m ● 振動：地盤面上

● 大気汚染(工事の完了後)

【二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)】

敷地境界における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、計画道路の供用開始時点(平成30年度)に0.043～0.044ppm、周辺道路網が概ね完成すると想定される時点(平成42年度)に0.042～0.044ppmと予測され、評価の指標とした環境基準(0.06ppm)以下となります。

単位：ppm

| 予測地点 | 予測結果   |       |        |       | 評価の指標 |
|------|--------|-------|--------|-------|-------|
|      | 平成30年度 |       | 平成42年度 |       |       |
|      | 南側     | 北側    | 南側     | 北側    |       |
| No.1 | 0.044  | 0.043 | 0.043  | 0.042 | 0.06  |
| No.2 | 0.044  | 0.043 | 0.043  | 0.042 |       |
| No.3 | 0.044  | 0.043 | 0.044  | 0.043 |       |

※予測結果は、日平均値の年間98%値です。  
 ※評価の指標は、「環境基本法」に基づく二酸化窒素に係る環境基準です。

【浮遊粒子状物質(SPM)】

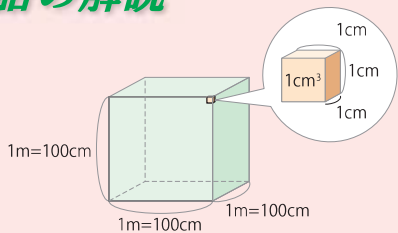
敷地境界における浮遊粒子状物質(反応二次生成物質等を除く)の日平均値の年間2%除外値は、平成30年度に0.067mg/m<sup>3</sup>、平成42年度に0.066～0.067mg/m<sup>3</sup>と予測され、評価の指標とした環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>)以下となります。

単位：mg/m<sup>3</sup>

| 予測地点 | 予測結果   |       |        |       | 評価の指標 |
|------|--------|-------|--------|-------|-------|
|      | 平成30年度 |       | 平成42年度 |       |       |
|      | 南側     | 北側    | 南側     | 北側    |       |
| No.1 | 0.067  | 0.067 | 0.067  | 0.066 | 0.10  |
| No.2 | 0.067  | 0.067 | 0.067  | 0.066 |       |
| No.3 | 0.067  | 0.067 | 0.067  | 0.067 |       |

※予測結果は、日平均値の年間2%除外値です。  
 ※評価の指標は、「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準です。

用語の解説



- ppm (parts per million)  
微量に含まれている物質の割合を表す単位で、1ppmとは1m<sup>3</sup>の空气中に1cm<sup>3</sup>の物質が存在する場合の濃度
- 日平均値の年間98%値  
年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値
- 日平均値の年間2%除外値  
年間にわたる1日平均値である測定値につき、高い方から2%の範囲内にある値を除外した値

● 騒音(工事の完了後)

敷地境界における道路交通騒音レベルの最大値は、平成30年度に昼間68dB、夜間65dB、平成42年度に昼間68dB、夜間65dBと予測され、評価の指標とした環境基準(昼間70dB、夜間65dB)以下となります。

単位：dB

| 予測地点 | 予測高さ(m) | 予測結果(L <sub>Aeq</sub> ) |    |        |    | 評価の指標 |      |
|------|---------|-------------------------|----|--------|----|-------|------|
|      |         | 平成30年度                  |    | 平成42年度 |    | 昼間    | 夜間   |
|      |         | 昼間                      | 夜間 | 昼間     | 夜間 |       |      |
| No.1 | 4.0     | 68                      | 65 | 66     | 64 | 70以下  | 65以下 |
|      | 1.2     | 64                      | 61 | 62     | 60 |       |      |
| No.2 | 10.0    | 68                      | 65 | 67     | 64 |       |      |
|      | 7.0     | 68                      | 65 | 67     | 64 |       |      |
|      | 4.0     | 67                      | 64 | 66     | 63 |       |      |
| No.3 | 1.2     | 63                      | 60 | 62     | 59 |       |      |
|      | 10.0    | 68                      | 65 | 68     | 65 |       |      |
|      | 7.0     | 68                      | 65 | 68     | 65 |       |      |
|      | 4.0     | 68                      | 65 | 68     | 65 |       |      |
|      | 1.2     | 68                      | 65 | 68     | 65 |       |      |

※評価の指標は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間に係る基準値)です。

● 騒音(工事の施行中)

建設作業の騒音レベルは、最大で78dBと予測され、評価の指標とした指定建設作業に係る騒音の勧告基準(80dB)以下となります。

用語の解説

- dB (デシベル)  
音や振動の大きさを表す単位
- LAeq (等価騒音レベル)  
一定時間内に受けた騒音エネルギーを時間平均した騒音レベル

音の目安 単位：dB(デシベル)

|    |                     |  |
|----|---------------------|--|
| 80 | 地下鉄の車内<br>(窓を開けたとき) |  |
| 70 | 騒々しい事務所             |  |
| 60 | 普通の会話               |  |
| 50 | 静かな事務所              |  |
| 40 | 図書館                 |  |

出典：東京都環境局資料

● 振動(工事の完了後)

敷地境界における道路交通振動レベルの最大値は、平成30年度に昼間51dB、夜間51dB、平成42年度に昼間51dB、夜間51dBと予測され、評価の指標とした日常生活等に適用する規制基準(第1種区域：昼間60dB、夜間55dB)以下となります。

単位：dB

| 予測地点 | 予測結果(L <sub>10</sub> ) |    |        |    | 評価の指標 |      |
|------|------------------------|----|--------|----|-------|------|
|      | 平成30年度                 |    | 平成42年度 |    |       |      |
|      | 昼間                     | 夜間 | 昼間     | 夜間 | 昼間    | 夜間   |
| No.1 | 50                     | 50 | 49     | 49 | 60以下  | 55以下 |
| No.2 | 51                     | 51 | 50     | 50 |       |      |
| No.3 | 51                     | 51 | 51     | 51 |       |      |

※評価の指標は、「環境確保条例」に基づく日常生活等に適用する規制基準です。

● 振動(工事の施行中)

建設作業の振動レベルは、最大で66dBと予測され、評価の指標とした指定建設作業に係る振動の勧告基準(70dB)以下となります。

振動の目安 単位：dB(デシベル)

70 大勢の人に感じる程度で、戸、障子がわずかに動く



60 静止している人だけが感じる



50 人体に感じないで、地震計に記録される程度



出典：東京都環境局資料

用語の解説

■dB(デシベル)  
音や振動の大きさを表す単位

■L<sub>10</sub>(振動レベルの80%レンジの上端値)

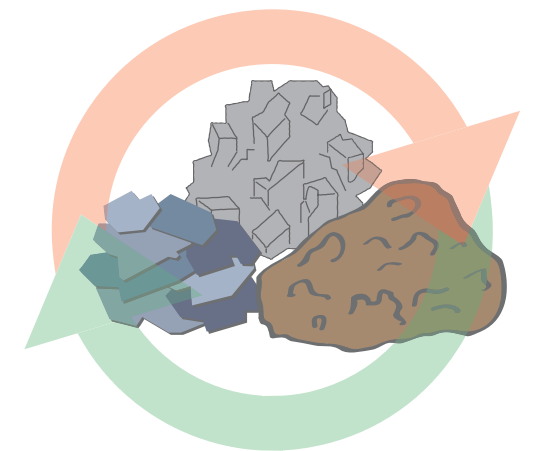
一定時間内の振動レベルを値の大きい順に並び替え、高い方から10%に相当する値

- 埋蔵文化財包蔵地については、工事の施行に伴い、一部改変される部分があります。
- 「文化財保護法」等の規定に基づき、工事着手前に関係機関と協議するなど必要な手続きを行い、発掘調査、記録保存、移設等、適切に対処します。
- 埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに関係機関等と協議し、「文化財保護法」等に基づいて適切な対処を講じます。

以上により、評価の指標とした「文化財保護法」、「東京都文化財保護条例」、「東京都板橋区文化財保護条例」及び「練馬区文化財保護条例」の規定を満足すると考えられます。

- 工事の施行に伴い発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、再資源化等率の目標を100%とします。
- 工事の施行に伴い発生する建設発生土は、関係機関等との調整や再資源化施設の活用等により再利用に努めます。
- 再利用が困難な建設廃棄物については、関係法令に基づき、適切に処理します。

以上により、評価の指標とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に定められた基準を満足すると考えられます。



# 環境影響の予測・評価：景観

代表的な眺望地点①～④からの眺望については、既存の住宅地等の一部は改変されますが、計画道路は平面構造で、環境施設帯に植樹帯を設置し、電線類は地中化を図るため、周辺の緑との連続性が確保されるとともに緑豊かな開放的で整然とした景観が創出されると予測されます。

## 眺望地点④

開進第一小学校前

現況



工事完了後



## 眺望地点①

武蔵野病院前交差点

現況



工事完了後



## 眺望地点位置図

| 凡例 |          |
|----|----------|
| ①  | 代表的な眺望地点 |
| ←  | 眺望方向     |



## 眺望地点③

東京メトロ氷川台駅付近

現況



工事完了後



## 眺望地点②

宮宿橋橋梁上

現況



工事完了後



環境に及ぼす影響を低減するため、環境保全のための措置を行います。

工事の施行中



【騒音・振動】

- 低騒音・低振動型建設機械を使用します。
- 工事の平準化により工事用車両等の極端な集中を避けます。
- 必要に応じて仮囲いを設置します。
- 工事前に周辺の方々に作業内容や作業時間をお知らせします。

【大気汚染】

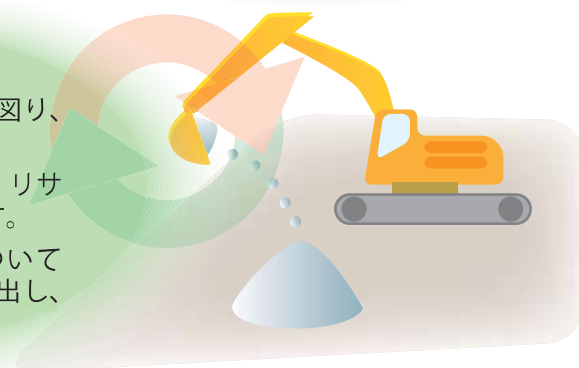
- 排出ガス対策型建設機械、最新の排出ガス規制に適合する工事用車両を使用します。
- 工事の平準化により工事用車両等の極端な集中を避けます。
- 工事用車両の荷台を防塵シートで覆います。
- 工事用車両のアイドリングストップを厳守するとともに車両に付着した泥土等は洗浄します。

【史跡・文化財】

- 「文化財保護法」等に基づいて工事着手前に関係機関と協議を行うなど適切な措置を講じます。

【廃棄物】

- 他の公共事業との調整を図り、極力再利用に努めます。
- 舗装路盤材等については、リサイクル材の使用に努めます。
- 再利用が困難なものについては、中間処理施設等へ搬出し、適切に処理します。



環境に及ぼす影響を低減するため、環境保全のための措置を行います。

工事の完了後

【騒音・振動】

- 車道の両側に環境施設帯を整備し、沿道の騒音・振動の低減に努めます。
- 低騒音舗装を採用します。
- 必要に応じて遮音壁を設置します。

【大気汚染】

- 車道の両側に環境施設帯を整備し、沿道の大気汚染の低減に努めます。

【景観】

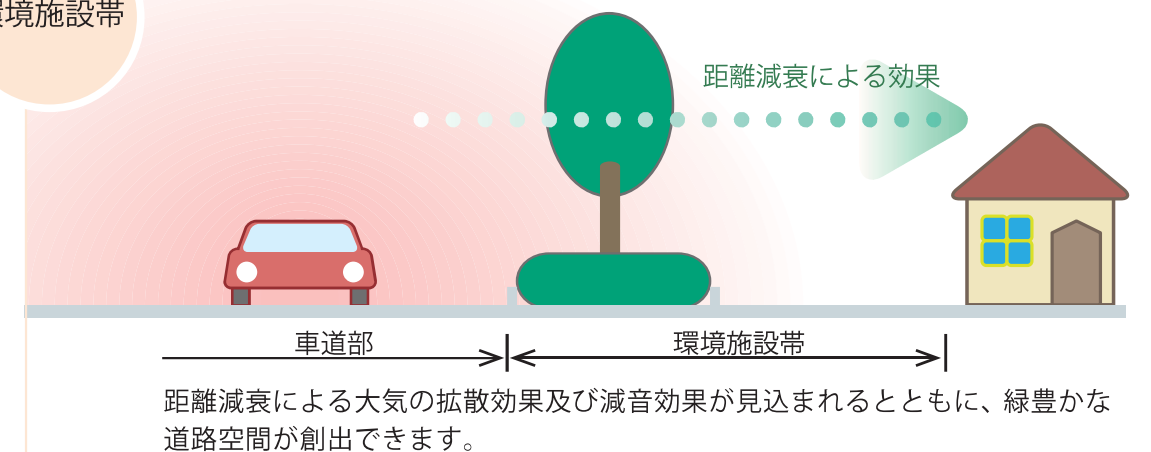
- 環境施設帯等の植栽可能な部分に緑化を図ります。
- 電線類の地中化を図り、開放的な空間を創出します。
- 橋梁や道路附属物について、周辺の景観と調和を図るよう色彩や形状等を工夫します。



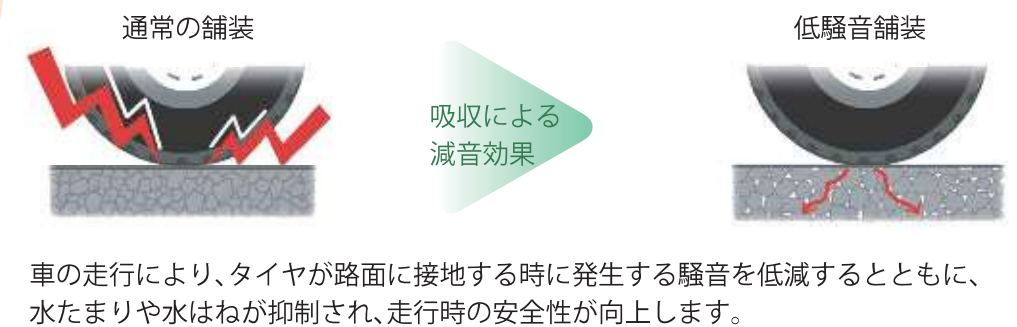
主な環境保全対策と効果

イメージ図

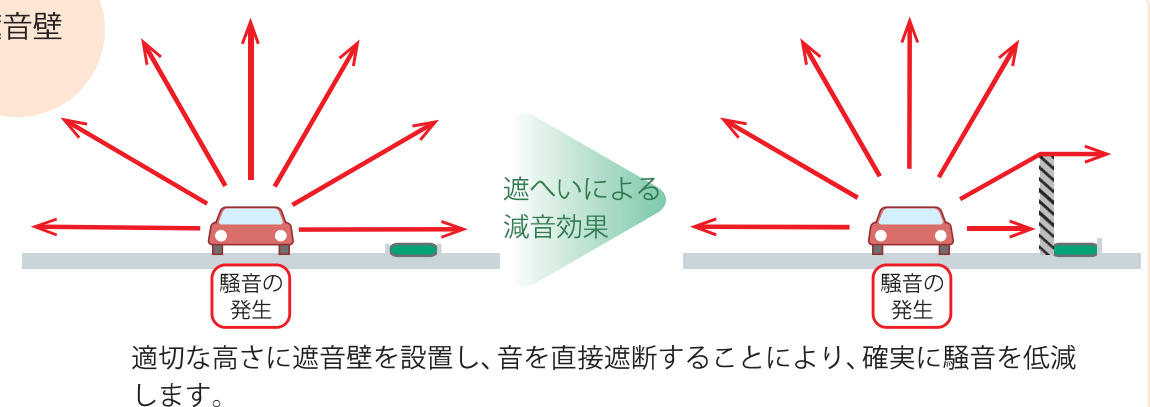
環境施設帯



低騒音舗装



遮音壁



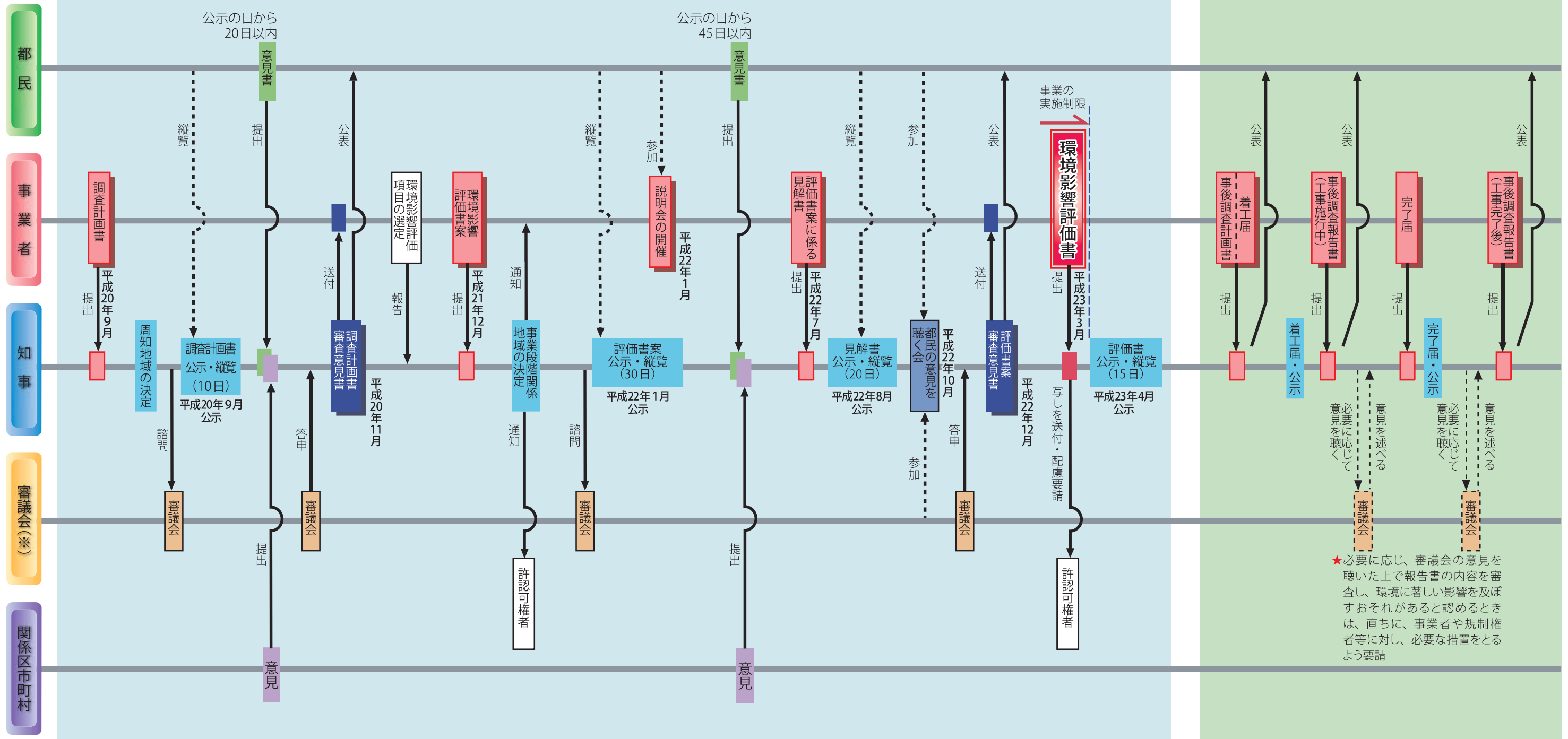
# 本事業の環境影響評価の手續の流れ

これまでの手続き

今後の手続き

## 事業段階環境影響評価手續

## 事後調査手續



★必要に応じ、審議会の意見を聴いた上で報告書の内容を審査し、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに、事業者や規制権者等に対し、必要な措置をとるよう要請

※東京都環境影響評価審議会